

- ◎委任状は委任者本人が作成してください。
◎委任状の偽造または偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）または同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。
◎委任状の記入漏れや内容がないときは、手続きをお断りする場合があります。
◎委任者の病気などを理由に作成及び自署ができない場合は、事前にお問い合わせください。